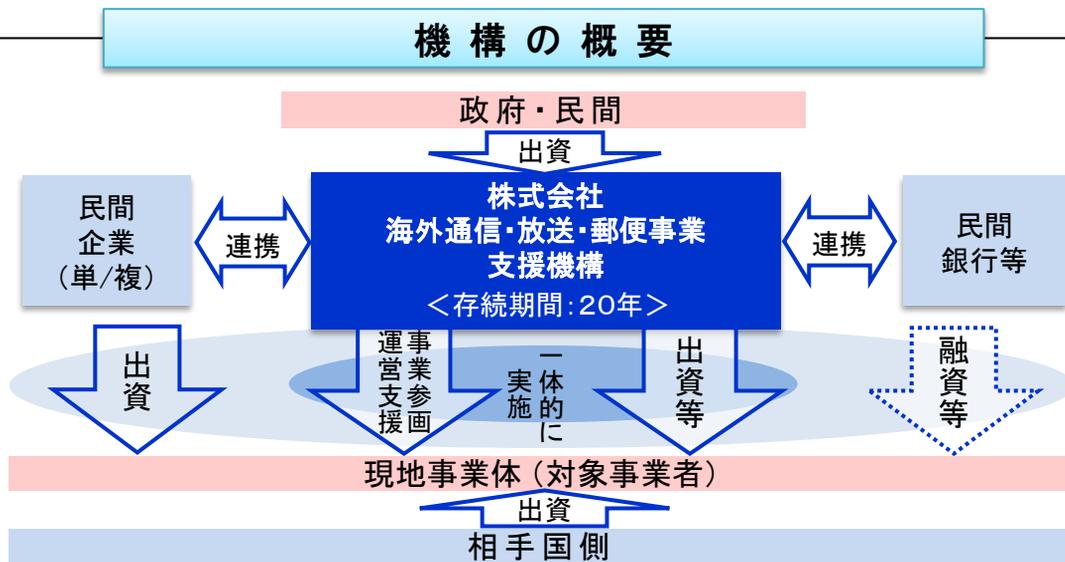


○ 海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。



○ 機構の設立

- ・ 機構は、総務大臣の認可により設立。
- ・ 政府は、常時、機構の株式総数の 1 / 2 以上を保有。

○ 機構の主な業務

- ・ 海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して、以下の支援を行う。
 - － 出資（民間との共同出資）
 - － 事業参画・運営支援（相手国政府との交渉、通信・放送・郵便分野の専門家派遣等）

○ 機構の管理

- ・ 株式会社として、会社法の定める企業統治制度を適用。
- ・ 総務大臣による監督（※）を実施。（※ 支援基準の策定、支援決定の認可、監督命令等）

支援対象事業イメージ

日本企業が、海外に現地法人を設立するなどして行う通信・放送・郵便事業等に対し、出資等を通じて支援を行う。

<支援対象事業イメージ>

- ・ 光ファイバ通信網を整備・運用し、ブロードバンドサービスやICTサービスを提供する事業
- ・ 日本の放送コンテンツをローカライズして現地のプラットフォーム事業者を通じて放送する事業

